

介護老人保健施設 ローズむらやま

1. 施設の概要

(施設の名称等)

- ・施設名 医療法人有恒会 ローズむらやま
- ・開設年月日 令和3年9月1日
- ・所在地 山形県村山市本飯田字柳堤 2486 番地の 65
- ・電話番号 0237-52-3020
- ・FAX番号 0237-52-3028
- ・管理者名 施設長 佐藤 和一
- ・介護保険指定事業所番号 0651480014
- ・入所定員等 定員：100 名
個室：8 室 4 人部屋：23 室

(施設の目的と運営方針)

介護老人保険施設は、看護・医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療・日常生活上のお世話等、介護保険施設サービスを提供します。入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。

「ローズむらやま」は医療と介護を必要とする方々に対し、その方々の個人としての尊厳を十分に守り「親切・明朗・思いやり」の心をもって医療と看護、介護を提供し、心身の回復を図り家庭を含めて社会への復帰を目標としています。

(施設職員の職種・員数)

- ・管理者 1 名 (兼務)
- ・医師 1 名 (兼務)
- ・看護職員 9 名以上
- ・介護職員 25 名以上
- ・支援相談員 1 名以上 (兼務)
- ・作業療法士、理学療法士 1 名以上
- ・管理栄養士 1 名以上 (兼務)
- ・介護支援専門員 1 名以上
- ・事務職員 1 名以上

(サービス内容)

- ・施設サービス計画の立案
- ・食事 (朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 17:45～)

- ・入浴（一般浴槽の他、入浴に介助を要する利用者は特別浴槽で対応します。入所者は週に最低2回ご利用頂きます。ただし、身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ・医学的管理、看護、介護
- ・リハビリテーションマネジメント等の心身の機能訓練
- ・栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理
- ・利用者が選定する特別な食事の提供
- ・理美容サービス
- ・相談援助サービス、行政手続き代行 等

（施設利用に当たっての留意事項）

- ・施設利用中の食事は、特段の事情が無い限り施設の提供する食事をお召し上がり頂きます。食費は保険給付の外の利用料と位置付けられていますが、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としています。その実施には食事内容の管理が欠かせないこと、また食中毒や誤嚥窒息事故予防のため食べ物の持込は一切禁止しております。
- ・面会時間：10：00～17：00
- ・外出、外泊を希望される場合は（緊急時を除き）前日までにお申し出下さい。尚、外泊は月に5泊6日までとなります。
- ・敷地内での喫煙、飲酒はご遠慮下さい。
- ・火気を伴う器機、及び危険物（刃物類）は持ち込まないで下さい。
- ・施設の設備、備品等は大切にご使用下さい。尚、施設内の設備、備品等を破損の際は場合によっては負担して頂く場合もございます。
- ・所持品には必ず名前の記入をお願いします。
- ・私物（金銭を含む）は本人またはその家族の責任において管理することとなります。紛失等の場合について施設は責任を負いかねます。また貴重品（多額の現金、貴金属等）の持込はご遠慮下さい。
- ・外出外泊時に他医療機関を利用される際には施設までご連絡下さい。
- ・宗教活動等、他の利用者の療養生活の妨げになる様な行為はご遠慮下さい。
- ・動物の持込はご遠慮下さい。

（身体拘束について）

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者または施設長が判断し、期間を区切って身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。その際は、ご家族へ状況説明を行い、同意を得た上で行います。緊急性・非代替性を十分に考慮し、当施設の医師がその態様、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（事故発生時の対応）

サービス提供等により事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故の内容に応じて県、市町村へ報告します。また、当施設が賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。但し、当施設に過失がない場合にはこの限りではございません。

(非常災害対策)

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓 等
- ・ 防災訓練 年 2 回

(虐待の防止の為の措置に関する事項)

当施設は利用者にはいかなる虐待も行いません。また、虐待防止の為の指針を定め定期的に虐待防止検討委員会及び職員への研修を行い、これらの措置を適切に実施する為の担当者を置くこととします。虐待を発見した場合には、生命・身体への重大な危険が生じているか否かに関わらず速やかに市町村へ通報することとします。

(業務継続計画の策定等)

当施設は感染症や災害の発生時において、利用者に対する本サービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。本施設は職員に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を行います。

(感染症の予防及びまん延の防止の為の措置)

当施設は職員の清潔の保持及び健康状態の管理並びに本施設の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。感染症が発生し、またまん延しないように次の措置を講じます。感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会を概ね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。

(ハラスメント対策の強化)

職場におけるハラスメント防止の為に必要な措置を講じ、取り組みを行います。施設の方針等の明確化及びその周知、啓発を従業者に行います。相談（苦情を含む）に応じ適切に対応するための体制を整備し、被害者への配慮のための取組み及び被害防止のための取組みを行います。

(協力医療機関)

協力医療機関：山形県立河北病院 河北町谷地字月山堂 111 (TEL：0237-73-3131)

北村山公立病院 東根市温泉町 2-15-1 (TEL：0237-42-2111)

協力歯科医院：松田歯科医院 村山市楯岡新高田 9-7 (TEL：0237-55-5648)

(要望及び苦情等の相談)

当施設への要望や苦情等は、担当者にお寄せいただければ速やかに対応します。お気軽にご相談下さい。

苦情受付担当者：佐藤千帆・沼沢愛（TEL：0237-52-3020 FAX：0237-52-3028）

当施設以外の介護サービスに関する苦情処理の窓口

- ①山形県国民健康保険団体連合会
寒河江市大字寒河江字久保6 TEL：0237-87-8000
- ②山形県福祉サービス運営適正化委員会
山形県小白川町二丁目3-31 TEL：023-626-1755
- ③村山市役所福祉課
村山市中央1-3-6 TEL：0237-55-2111

(第三者による評価の実施状況)

実施の有無：有・**無**

<利用料金>

(1) 施設利用料/1日

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室	793円	843円	908円	961円	1,012円
従来型個室	717円	763円	828円	883円	932円

- * 初期加算（入所から30日間） 30円
- * サービス提供体制強化加算（I） 22円
- * 短期集中リハビリテーション実施加算（I）・（II） 258円・200円
- * リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 33円/月
- * 自立支援促進加算 300円/月
- * 科学的介護推進体制加算（II） 60円/月
- * 療養食加算 6円/食
- * 栄養マネジメント強化加算 11円
- * 経口維持加算 400円/月
- * 退所時栄養情報提供加算 70円
- * 再入所時栄養連携課産 200円
- * 所定疾患施設療養費（7日間のみ） 239円
- * ターミナルケア加算（死亡日45日前～31日前まで） 72円
- * 〃（死亡日30日前～4日前まで） 160円
- * 〃（死亡日前々日、前日） 910円

- * 〃 (死亡日) 1, 900円
- * 外泊時費用 362円
- * 入所前後訪問指導加算 (I) (II) 450円・480円
- * 退所時情報提供加算 (I) (II) 500円・250円
- * 入退所前連携加算 (II) 400円
- * 介護職員処遇改善加算 (I) 介護サービス費合計の7.5%

(2) 短期入所療養介護 施設利用料／1日

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室	830円	880円	944円	997円	1,052円
従来型個室	753円	801円	864円	918円	971円

- * サービス提供体制強化加算 (I) 22円
- * 個別リハビリテーション実施加算 240円
- * 緊急短期入所受入加算 90日
- * 療養食加算 8円／食
- * 送迎加算 (片道) 184円
- * 介護職員処遇改善加算 (I) 介護サービス費合計の7.5%

(3) その他の料金

- ・ 食費 (1日当たり) ※ 1, 445円
但し、短期入所の食費は1食につき (朝食:366円 昼食:576円 夕食:503円) をお支払い頂きます。
- ・ 居住費 (1日当たり) ※ 従来型個室: 1, 668円 多床室: 377円
※上記「食費」「居住費」において負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額が上限となります。
- ・ 個人使用の電気代 70円／日
個人的に私用する電気器機等の持込を希望された場合にお支払い頂きます。
- ・ テレビ使用料 100円／日
テレビの使用を希望された場合にお支払い頂きます。
- ・ 私物の洗濯代／月 1回:1,200円 2回:2,400円 3回:3,600円 4回:6,400円
私物の洗濯を洗濯業者に依頼した場合にお支払い頂きます。
- ・ 各種証明書等の発行手数料 550円～7, 700円
各種証明書等の発行を希望された場合にお支払い頂きます。

(4) 利用料についての留意事項

- ・ 負担限度額認定証をお持ちの方は必ずご提示下さい。提示がない場合は減額にならない場合もございます。

- ・利用料請求は1ヶ月毎に計算し、翌月の20日前後に請求書を発行致します。お支払いは指定口座から27日に自動引き落としとなります。27日が土日の場合は翌営業日に引き落としになります。
- ・利用料金を2ヶ月分以上滞納した場合には退所をお願いする場合がございます。
- ・各種加算、減額等に関して、詳しくは事務職員にお問い合わせ下さい。